

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年8月21日
事業者の氏名又は名称	藤西阿観光株式会社(法人番号4480001007752)(代表者 藤川善則)
事業者の所在地	徳島県美馬市脇町字西赤谷208番地27
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県美馬市脇町字西赤谷208番地27
行政処分等の内容	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)による)
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第27条第3項、法第29条の3
違反行為の概要	令和7年12月11日及び令和8年2月4日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、8件の違反が確認された。 (1)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項) (4)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第26条第1項) (5)乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項) (6)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (7)運行管理者の補助者の解任を届出していなかったこと(運輸規則第68条) (8)輸送の安全にかかわる公表情報の報告をしていなかったこと(運輸規則第47条の7第1項)
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。